

## 府議付議事案書

開催・令和7年9月24日

所管部課	政策経営部人事課	部長	藤本 貴史			
件 名	東大和市職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例施行規則の一部 を改正する規則について					
	<input type="checkbox"/> 区分 <input type="radio"/> ○ 1 審議事項 <input type="checkbox"/> 2 報告事項					
関係事項	条例規則					
部課機関						
1. 要 旨						
(1) 改正理由 東大和市職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例の一部改正を受け、育児又は介護を行う職員に対し必要な措置を講ずることを規定するため、規則の一部を改正する。						
(2) 主な改正内容						
① 時間単位の介護休暇及び介護時間の取得時間帯に関し、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて承認するとしていた規定について、始め又は終わりの規定を削除し、正規の勤務時間内であれば取得可能とする。 ② 勤務時間条例で規定する3歳に満たない子を養育する職員に対する措置を講じる期間を対象職員の子が1歳1ヶ月に達する日の翌々日から2歳1ヶ月に達する日の翌日までの1年とすることを規定する。						
(3) 施行日 令和7年10月1日						
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過) 総務課による事前審査済み						
3. 留意事項 (問題点等)						
4. 主管部処理案 (検討結果等) 府議における審議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。						
5. 審議結果 決定						

注：定例府議の場合は、木曜日の正午までに提出。